

秩序ある水域利用の実現 に向けて
「放置艇対策の基本方針」に沿った
新たな取組を推進 しています！

放置艇 ゼロ

船舶の **登録、保管、処分** は、**あなたの責任** です。
適正 に行いましょう！

令和4年度から、水域管理者等の関係者が協力し、
徹底した放置艇の所有者調査 を進めています。

- ・あなたの所有する船舶の係留場所は
水域管理者から許可を得ていますか？
- ・使わなくなった船舶を
そのままにいませんか？



岡山県プレジャーボート対策推進会議

岡山県、岡山河川事務所、岡山運輸支局、岡山市、倉敷市、玉野市、
笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、海上保安部、県警察

岡山県では、隣県の取組と同様に、
各水域等管理法令に基づく**放置等禁止区域の指定**を
進めます！

推進会議では、**令和7（2025）年度からの法適用**を
目指し、**放置等禁止区域の指定方針を公表**しました！
放置等禁止区域に指定されると、
各水域等管理法令に基づく**罰則等が適用**されます。

放置等禁止区域の指定（法適用）に向けた取組



例えば、港湾区域の場合、区域内で、
みだりにプレジャーボート等を捨てたり、
放置（許可を受けず船舶に係留保管すること）すると、
港湾法により、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金に
処されるようになります。

**秩序ある水域利用の実現に向けて
皆様のご理解とご協力を お願いいたします！**

岡山県プレジャーボート対策推進会議

事務局：岡山県 土木部 港湾課
所在地：岡山県 岡山市 北区 内山下 2-4-6
URL：<https://www.pref.okayama.jp/page/760985.html>
連絡先：086-226-7486



推進会議では、**令和7（2025）年度からの法適用**を目指し、
以下の区域を、一斉に 放置等禁止区域に指定する方針を決定しました！

放置等禁止区域に指定する範囲		適用
港湾区域	県内の港湾区域、臨港地区などの全域※ ¹ （県管理港湾11港、市管理港湾28港）	根拠法令：港湾法第37条の11 罰 則：1年以下の懲役または50万円以下の罰金
漁港区域	県内の漁港区域の全域※ ¹ （県管理漁港13港、市管理漁港13港）	根拠法令：漁港漁場整備法第39条 罰 則：30万円以下の罰金
河川区域	県内の河川区域の主に下流域 （国管理の直轄河川、県・市管理河川）	根拠法令：河川法施行令第16条の4※ ² 罰 則：3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金
普通海域	県内の普通海域（港湾区域・漁港区域以外の海域）の全域	（岡山県普通海域管理条例を改正する予定）
海岸	県内の海岸保全区域内の公共海岸	根拠法令：海岸法第8条の2 罰 則：6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
ため池、農業用水路	岡山市、倉敷市、備前市、瀬戸内市が 管理するため池、農業用水路	根拠法令：各水域の管理条例 罰 則：各条例の規定を適用

※¹ 各水域管理者（行政）が管理するものに限る

※² 普通河川（市管理）については、関係の管理条例が適用される

所有する船舶を係留する場合、水域管理者の許可を得る必要があります！
詳しくは、地区別実施計画をご確認ください！

岡山県プレジャーボート対策推進会議

岡山県、岡山河川事務所、岡山運輸支局、岡山市、倉敷市、玉野市、
 笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、海上保安部、県警察

事務局：岡山県 土木部 港湾課

所在地：岡山県 岡山市 北区 内山下 2-4-6

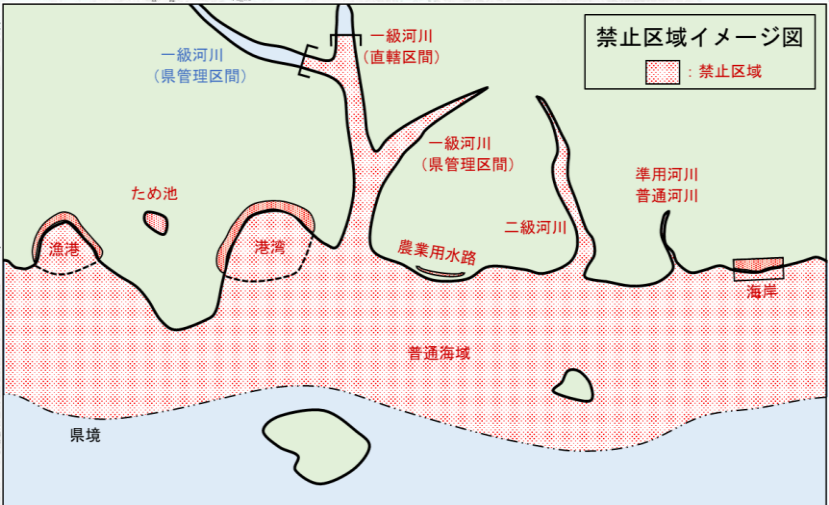
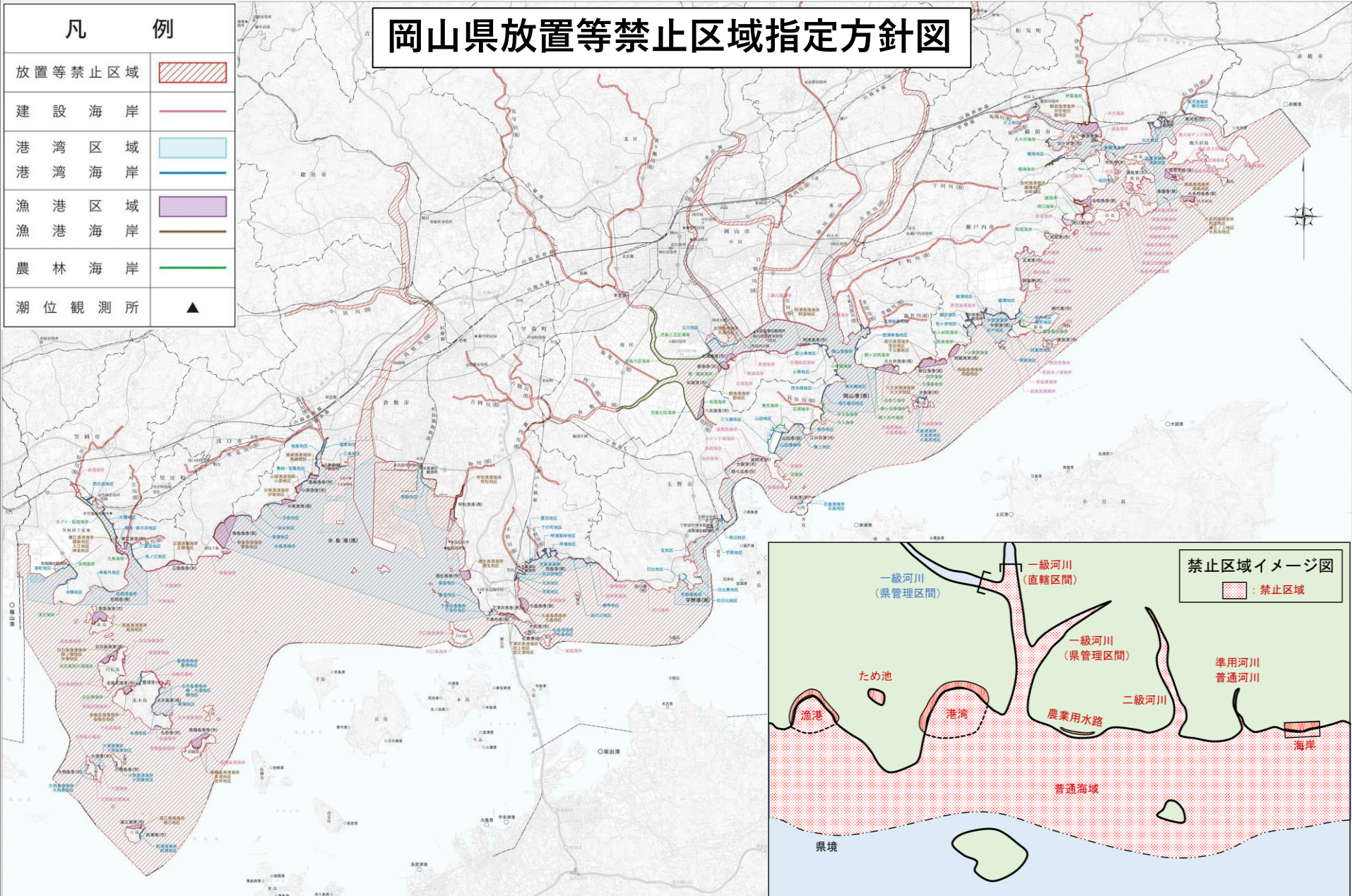
URL：<https://www.pref.okayama.jp/page/760985.html>

連絡先：086-226-7486



岡山県放置等禁止区域指定方針図

凡 例	
放置等禁止区域	
建設海岸	
港湾区域	
港湾海岸	
漁港区域	
漁港海岸	
農林海岸	
潮位観測所	



指定範囲は、各水域管理者が管理するものに限る。

1 : 100,000